

職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会 静岡県建設学院

〒421-0134 静岡市駿河区青木188-3 TEL054-293-5382

平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、建築物・工作物の解体等の作業には、特別教育修了者を就かせることが法律で義務づけられ、さらに平成21年4月1日より石綿使用建築物等解体等業務特別教育規定が改正されました。

これにより、「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」の「保護具使用方法」が 従来の30分から 1時間に改正され、平成21年3月31日までの「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」修了者は 追加講習を受講しないと「修了者として 見なされません」

今回の特別教育の「保護具の使用方法」の1時間を受講することによって、特別教育修了者となります。

石綿使用建築物等解体等業務に従事する方は、石綿による健康障害予防対策の徹底を図るため、是非この機会に受講されることをお勧め致します。

記

1.日 時 令和8年2月7日（土） 9時～15時

(8時30分受付開始 時間厳守でお集まり下さい)

☆平成21年3月31日までの「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」修了者の方は
資格証の表裏コピーを添付すれば 12:50～13:50迄の1時間でも可(12:30～受付)

2.会 場 牧之原市市商工会2階 牧之原市防災研修センター TEL0548-52-0640

3.受講資格 18才以上の方

4.受講料 11,500円 (テキスト代・消費税含む。昼食代含みません。)

振込先 静岡銀行 藤枝支店 普通預金 233202

口座名義 職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会

1月20日（火） 迄にお振込願います。(恐れ入りますが送金手数料はご負担ください)

5.申込受付 受講申込書に必要事項を記入・捺印し、写真(2枚 大きさ縦3CM×横2.4CM)と
運転免許証コピー もしくは住民票を貼付して1月20日(火)迄に当協会まで

〒421-0134 静岡市駿河区青木188-3 職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会ご郵送下さい。

6.受講時の注意 : **定員迄 あと5名。**

①筆記用具を必ず持参すること。

②受講者には修了証を交付致しますが、遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない
場合失格となります。修了証をお渡しの際、受領印をいただきますので、**認印**を
ご持参願います。

※やむを得ない理由により受講できなくなった場合や、受講者の変更は 受講日の2週間前までにお申し
出ください。以後につきましては、受講料の返却は致しませんのでご了承下さい。

石綿使用建築物等解体等業務特別教育

職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会 殿

R8. 2 / 7 (土)

通常講習・1 時間講習 どちらかに○をつけて下さい。

令和 年 月 日

〒 ー

事業所所在地

事業所名

T E L ー ー

F A X ー ー

受講者氏名



携帯番号 ー ー

写真貼付 縦3×横2.4 全面のりづけ	ふりがな		生年 月日	昭和 平成どちらかに○ 年 月 日
	氏 名			
	現住所			
	※修了証番号	※		
※交付年月日	※			

(注) (1) ※印欄は記入しないこと。

(2) 写真は2枚必要です。全面のりづけとして下さい。

(3) 本人確認書類として運転免許証コピーもしくは住民票を添付して下さい。

----- 切り離さないこと -----

石綿使用建築物等解体等業務特別教育

写真貼付 縦3×横2.4 全面のりづけ	氏 名		受講 番号	※第 号
	事業所名	電話		
	所 在 地			